

『意見公募手続』

を紹介します



～ 市民のみなさんのご意見を募集しています～

意見公募手続（パブリック・コメント手続）とは

市が基本的な計画や市民の権利義務に関する条例、規則などを制定改廃する場合に、
市民にあらかじめ基本的な計画などの案を公表して意見や情報を求め、
提出された意見や情報を考慮して基本的な計画などを決定する
手続をいい、意見提出手続やパブリック・コメント手続ともいいます。



川 越 市

1 意見公募手続の制度化の流れと目的

市では、行政手続法の改正などを踏まえて、平成 19 年 7 月 1 日より、「川越市意見公募手続条例」を施行し、この条例に基づく意見公募手続をスタートしました。

意見公募手続では、

- ✚ 市民の意見を尊重して施策等を定めることにより公正で透明性の高い行政運営が行われる
- ✚ 意見提出の機会が確保されることにより市政への参加が促進される
- ✚ 意見に対する市の考え方を公表することにより説明責任が果たされる

などの効果が期待されます。

行政運営の公正性及び
透明性の向上

意見公募手続
(パブリック・コメント)

市の説明責任

市政への参加の
促進

2 川越市意見公募手続の概要

(1) どんなものに意見を提出できるのか (対象範囲)

市の基本的な政策又は個別の行政分野における施策に係る基本的な計画、方針等	(例)総合計画、都市計画マスタープランなど
市の基本的な施策・制度を定める条例	(例)男女共同参画推進条例、情報公開条例など
市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例	(例)土砂のたい積等の規制に関する条例など
規則等	市長等が定める規則・規程等で、行政機関内部に関するものを除く
審査基準	許認可を行うかどうかの判断基準となるもの
処分基準	許認可の取消し等の不利益処分を行うかどうかの判断基準となるもの
行政指導指針	一定の条件に該当する者に対する行政指導の際の共通指針

次のような場合は意見公募手続条例を適用しません (適用除外)。

- ・ 職員の勤務条件、事務の範囲その他の市の内部事項について定める規則等
- ・ 上位法令又は他の条例の規定により同様の手続がなされた施策等
- ・ 納付金、給付金の額の算定方法について定める規則等
- ・ 公益上、緊急に定める必要がある施策等

(2) 意見を提出できる人 (対象者)

市民、在勤・在学者、施策等に利害関係のある者

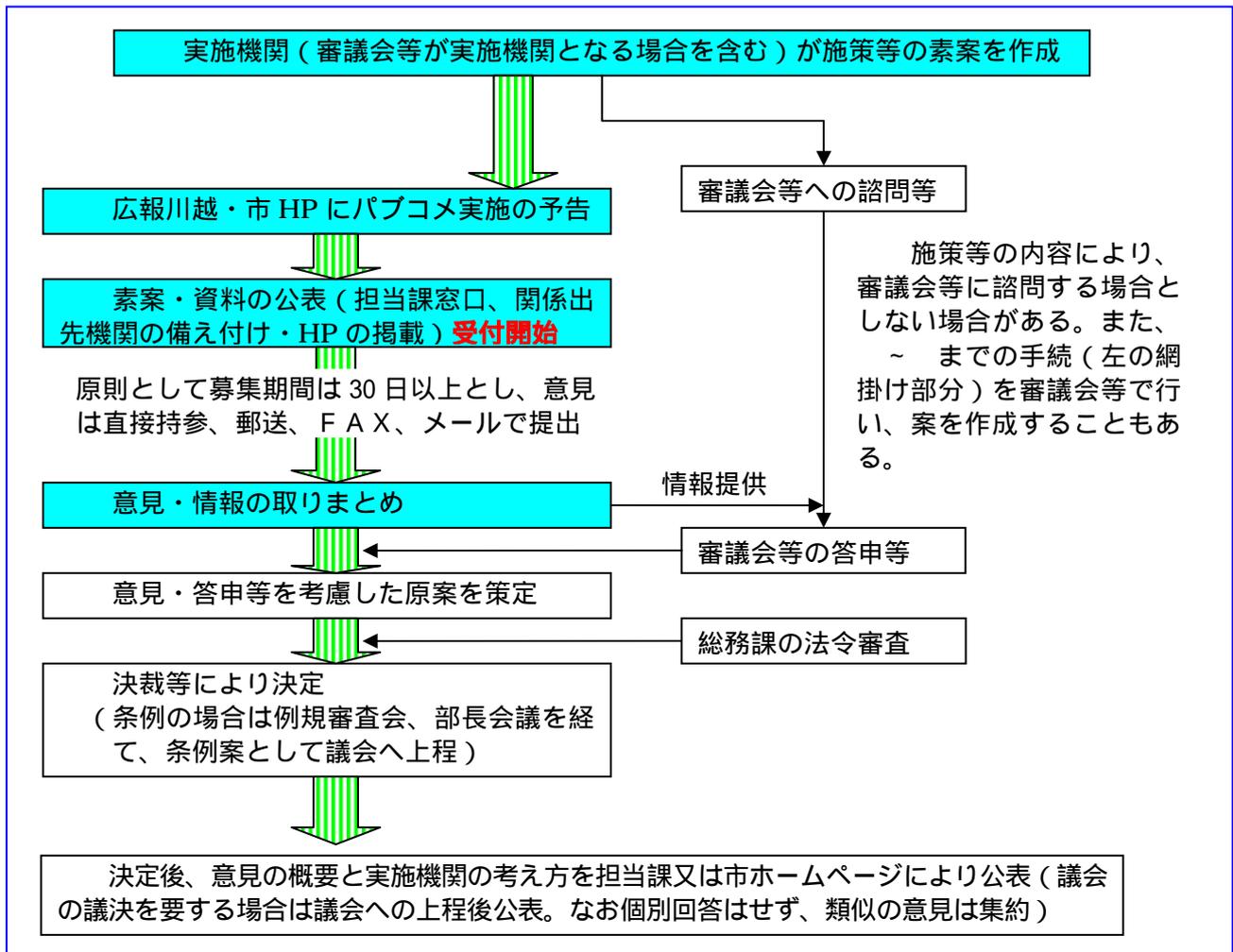
(3) 実施機関

議会を除く市のすべての執行機関

(4) 意見の提出方法

担当課へ直接持参、郵送、FAX、インターネット等

(5) 手続の流れ



3 実施時期

平成 19 年 7 月 1 日以降策定される施策等から適用します。

4 ホームページについて

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp>

意見公募手続の概要と各課の意見公募案件、終了したものについてはその結果を公表しています。一覧表の中から該当案件を選択すると、詳しい内容を見ることができます。



意見募集中の案件へ



5 Q & A

Q : 「匿名でも意見を提出できるの？」

A : 市民、在勤・在学者、利害関係の有無を確認するために、匿名の意見は無効となりますが、意見内容を公表する場合に、提出者の住所・氏名等が公表されることはありません。

Q : 「一人で複数の意見を提出できるの？」

A : 提出期間内（約 1 ヶ月）でしたら何回でも提出できます。意見だけでなく、施策等に関する情報などもお待ちしております。

Q : 「インターネット上で意見を提出する場合、情報の漏洩が心配ですが？」

A : 市のホームページから意見を提出する場合は、内容を暗号化するフォームを利用していますので、情報が漏洩することはありません。

Q : 「意見には返事をもらえるの？」

A : 個別に回答はしませんが、最終的に施策に反映されてもされなくても、結果とその意見に対する市の考え方を公表します（担当課窓口、市のHP等）。

Q : 「今現在、どんなものについて意見を募集しているの？」

A : 川越市の公式HPの [意見公募手続](#) のページをご覧ください。

トップページ	市民の声	意見公募手続	} どちらからもアクセスできます
市政ビジネス	市政情報	意見公募手続	

Q : 「市民目安箱との違いは？」

A : 「市民目安箱」は市政全般に関するご意見・ご提案を常時受け付けておりますが、パブリック・コメントは、これから策定する計画などについて、素案の段階で公表し、期限付きでご意見をいただくものです。

その他、わからないことがありましたら、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

川越市役所 総合政策部 政策企画課
〒350 - 8601 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
電話 049 - 224 - 8811（代表）
FAX 049 - 225 - 2171（代表）
E-mail seisakukikaku@city.kawagoe.saitama.jp